

西宮市家庭的保育事業等設置認可等要綱

(目的)

第1条 この要綱は、子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号。以下「法」という。）及び児童福祉法（昭和22年法律第164号）に基づき、市長が、児童福祉法第34条の15第2項に定める家庭的保育事業等を運営しようとする者からの申請に対し、設置の認可、並びに同条第7項に定める家庭的保育事業等を運営している者からの申請に対し、その休止及び廃止の承認等を行なうことについて必要な手続きを定める。

(事前の審査)

第2条 児童福祉法第34条の15第2項の規定により、家庭的保育事業等の設置認可を受けようとする者は、事業の運営の適正化に資するために、事前に市長による事業計画の適否の審査を経なければならない。

(認可の申請)

第3条 前条の審査を経て選定された者のうち、家庭的保育事業、小規模保育事業及び事業所内保育事業の設置認可を受けようとする者は、家庭的保育事業等設置認可申請書（様式第1号）を市長に提出しなければならない。

2 前条の審査を経て選定された者のうち、居宅訪問型保育事業の設置認可を受けようとする者は、居宅訪問型保育事業設置認可申請書（様式第2号）を市長に提出しなければならない。

3 前2項の申請に際しては、当該申請が西宮市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例（以下「条例」という。）で定める要件に適合していることを証する書類を添付して、これを市長に提出しなければならない。

(認可の基準)

第4条 認可の基準は、児童福祉法及び関係法令に定めるもののほか、条例に規定する家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準並びに次の各項に定めるところによるものとする。

2 児童数の推移、施設等の利用に係る待機の状態等地域の実態、付近の特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の整備の状況等を十分に勘案し、家庭的保育事業等の設置が必要であると認められるものでなければならない。

3 市長は、当該申請に係る家庭的保育事業等の所在地を含む教育・保育提供区域（法第61条第2項第1号の規定により本市が定める教育・保育提供区域とする。以下この項において同じ。）における特定教育・保育施設の利用定員の総数（法第19条第1項第1号及び第2号に規定する満3歳以上の子どもを除く。）及び特定地域型保育事業の利用定員の総数の合計が、本市が定める子ども・子育て支援事業計画（法第61条第1項に規定する市町村子ども・子育て支援計画をいう。以下同じ。）（以下「事業計画」という。）において定める当該教育・保育提供区域の特定教育・保育施設の必要利用定員の総数（法第19条第1項第1号及び第2号に規定する満3歳以上の子どもを除く）及び特定地域型保育事業に係る必要利用定員総数の合計に既に達しているか、又は当該申請に係る家庭的保育事業等の開始によってこれを越えることになると認めるとき、その他の事業計画の達

成に支障を生ずるおそれがある場合として厚生労働省令で定める場合に該当すると認めるときには、認可しないことができる。

(意見の聴取)

第5条 市長は、家庭的保育事業等の設置の認可をしようとするときは、あらかじめ西宮市社会福祉審議会の意見を聴かなければならない。

(認可の場合の通知)

第6条 市長は第3条第1項及び第2項の申請に対し、第4条各項に規定する認可基準や事業計画の内容、区域の利用定員の総数及び区域の必要利用定員の総数等並びに前条の審議会の意見を勘案する中で、認可の適否について判断するものとする。この場合において、市長は当該申請に対して、認可する場合は家庭的保育事業等設置認可書(様式第3号)を、認可しない場合は家庭的保育事業等設置認可不承認通知書(様式第4号)を交付するものとする。

(廃止・休止の申請)

第7条 家庭的保育事業等のうち、家庭的保育事業、小規模保育事業又は事業所内保育事業の設置認可を受けた者が当該家庭的保育事業等の事業を廃止又は休止しようとする場合には、相当期間の余裕をもって、市長に協議すること。協議の結果、廃止又は休止する場合は、原則6か月以上前までに家庭的保育事業等廃止(休止)申請書(様式第5号および第5-2号)を市長に提出しなければならない。

2 家庭的保育事業等のうち、居宅訪問型保育事業の設置認可を受けた者が当該事業を廃止又は休止しようとする場合には、相当期間の余裕をもって、市長に協議すること。協議の結果、廃止又は休止する場合は、原則6か月以上前までに理由を記した書面を添えてあらかじめ居宅訪問型保育事業等廃止(休止)申請書(様式第6号および第6-2号)を市長に提出しなければならない

3 市長は前2項の申請に対し、地域の保育の実状を勘案し、承認する場合は家庭的保育事業等廃止(休止)承認書(様式第7号)を、承認しない場合は、家庭的保育事業等廃止(休止)不承認通知書(様式第8号)を交付するものとする。

(変更の届出)

第8条 家庭的保育事業等のうち、家庭的保育事業、小規模保育事業又は事業所内保育事業の設置認可を受けた者が認可の申請の際に届け出た内容について変更がある場合は、家庭的保育事業等設置認可事項変更届及び調書(様式第9号および第9-2号)により市長に届け出なければならない。また、法人の場合、法人の代表者について変更がある場合は、家庭的保育事業等設置認可事項変更届及び調書(法人代表者の変更)(様式第9号および第9-3号)を、その名称と所在地に変更がある場合は、家庭的保育事業等設置認可事項変更届及び調書(名称・所在地の変更)(様式第9号および第9-4号)により届け出なければならない。

2 家庭的保育事業等のうち、居宅訪問型保育事業の設置認可を受けた者が認可の申請の際に届け出た内容について変更がある場合は、居宅訪問型保育事業設置認可事項変更届及び調書(様式第10号および第10-2号)により市長に届け出なければならない。また、法人の場合、法人の代表者について変更がある場合は、居宅訪問型保育事業設置認可

事項変更届及び調書（法人代表者の変更）（様式第10号および第10-3号）を、その名称と所在地に変更がある場合は、居宅訪問型保育事業設置認可事項変更届及び調書（名称・所在地の変更）（様式第10号および第10-4号）により届け出なければならない。

（補則）

第8条 この要綱に定めるもののほか、家庭的保育事業等の設置認可等に関し必要な事項は、こども支援局長が別に定める。

付 則

この要綱は、平成26年12月19日から施行する。

付 則

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。